

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

令和4年2月24日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークベニマル名取愛島店  
名取市愛の杜一丁目1-1 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社鶴見屋商店 代表取締役 阿部 栄一  
名取市増田二丁目1番2号  
大和情報サービス株式会社 代表取締役 伊藤 光博  
東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号

3 市町村の意見の概要

(1) 建設工事に係る騒音対策について

イ 建設作業を実施する場合は、周辺住民に周知するとともに、騒音・振動等の公害苦情が発生しないよう、使用する建設機械等は、低騒音・低振動型のものを導入すること。

ロ 工事車両等の運行にあたっては、不必要な空ぶかしやアイドリング禁止等により騒音防止の徹底を図ること。

(2) 自動車騒音対策について

イ 夜間の騒音レベル最大値予測結果において、騒音対策後においても環境基準を超過する地点C2について、現在空き地であるが、住宅建築が可能であり、将来の土地利用形態によっては、騒音苦情が発生することも考えられる為、更なる対策を検討すること。

ロ 駐車場や荷さばきでの騒音により近隣の住民に迷惑をかけないように、利用者及び事業者への周知、指導を徹底すること。

ハ 近隣生活環境への配慮のため、可能な限り渋滞を少なくするような手段を講じるなど騒音の軽減に努めること。

(3) 騒音・振動の特定施設の位置について

イ 騒音・振動に係る特定施設を設置する際には、振動レベル及び騒音レベルを

正確に把握し、規制基準を超過しないよう十分な騒音・振動の防止策を講じること。また、設置後も適切な管理を行うとともに、周辺住民に迷惑がかからないよう配慮すること。

(4) その他の事項

イ 敷地内で発する光による周辺環境への影響を低減し、周辺住民に迷惑がかからないよう配慮すること。

4 地域住民等の意見の概要

変更計画では、閉店時刻を深夜24時までとしているが、店舗が住宅団地内のため、地域住民の生活への影響を最小限とする観点から、現状の夜22時までとすることが望ましい。

5 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課，宮城県県政情報センター及び名取市役所

6 縦覧期間

令和4年2月24日から令和4年3月24日まで（ただし、閉庁日を除く。）